

事務総局会議（第 19 回）議事録	
日時	令和 7 年 9 月 2 日（火）午前 10 時 00 分 ～ 午前 10 時 05 分
場所等	ウェブ会議
出席者	氏本事務総長、清藤総務局長、徳岡人事局長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、平城刑事局長、馬渡家庭局長、福島秘書課長兼広報課長、坂口審議官、榎本デジタル審議官、馬場事務総局参事官
議事	家事事件手続規則及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則の一部を改正する規則について 馬渡家庭局長説明（資料）
結果	◎ 裁判官会議付議
秘書課長 福島 直之	

【機密性2】

配布資料 1

◎最高裁判所規則第●号

家事事件手続規則及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和●年●月●日

最 高 裁 判 所

家事事件手続規則及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則の一部を改正する規則

(家事事件手続規則の一部改正)

第一条 家事事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	目次
改正前	目次
	「第一編 略」
	第二編 家事審判に関する手続
	「第一章 略」
	第二章 家事審判事件
	「第一節 第七節 略」
	第八節 親権に関する審判事件（第九十五
	条―第九十六條）
	「第九節 第二十一節 略」
	第三編 家事調停に関する手続
	第一章 総則
	「第一編 同上」
	第二編 「同上」
	「第一章 同上」
	第二章 「同上」
	「第一節 第七節 同上」
	第八節 親権に関する審判事件（第九十五
	条・第九十六條）
	「第九節 第二十一節 同上」
	第三編 「同上」
	第一章 「同上」

「第一節～第四節 略」

第五節 調停の成立によらない事件の終了

(第百三十二条・第百三十二条の

二)

「第六節 略」

「第二章～第四章 略」

「第四編 略」

附則

(申立ての取下げの理由の明示等・法第百六十

九条の二)

第九十五条の二 法第百六十九条の二の規定によ

る申立ての取下げをするときは、取下げの理由
を明らかにしなければならない。

「第一節～第四節 同上」

第五節 調停の成立によらない事件の終了

(第百三十二条)

「第六節 同上」

「第二章～第四章 同上」

「第四編 同上」

附則

〔新設〕

2 前項の取下げについては、第五十二条第一項の規定は、適用しない。

3 法第六十九条の二の許可があつたときは、裁判所書記官は、その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。

(調停をしない場合等の取扱い・法第二百七十一条等)

第三百三十二条 「略」

「2 略」

3 第一項の規定は、家事調停(親権者の指定の調停を除く。)の申立ての取下げがあつた場合について準用する。

(申立ての取下げの理由の明示等・法第二百七

(調停をしない場合等の取扱い・法第二百七十一条等)

第三百三十二条 「同上」

「2 同上」

3 第一項の規定は、家事調停の申立ての取下げがあつた場合について準用する。

十三条)

第三百三十二條の二 法第二百七十三條第三項の規

定による申立ての取下げをするときは、取下げの理由を明らかにしなければならない。

2 法第二百七十三條第三項の許可があつたとき

は、裁判所書記官は、その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない。

〔新設〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手續等に関する規則の一部改正)

第二条 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手續等に関する規則(平成二十五年最高裁判所規則第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
目次 「第一章く第二章 略」 第三章 家事事件の手續に関する特則 「第一節 略」 第二節 子との交流についての家事審判及び家事調停の手續等に関する特則（第九十三条―第九十五条） 「第四章 略」	目次 「第一章く第二章 同上」 第三章 「同上」 「第一節 同上」 第二節 面会その他の交流についての家事審判及び家事調停の手續等に関する特則（第九十三条―第九十五条） 「第四章 同上」

附則

第二節

子との交流についての家事審判
及び家事調停の手續等に関する

特則

（申立書の記載事項の特則）

第九十三条 法第六条第一項に規定する外国返還
援助の決定若しくは法第十七条第一項に規定す
る日本国交流援助の決定を受けた者又は子の返
還の申立てをした者が、子との交流の定めをす
ること又はその変更を求める家事審判又は家事
調停の申立てをするときは、当該家事審判又は
家事調停の申立書に当該各決定を受けた旨又は
子の返還の申立てをした旨を記載しなければな

附則

第二節

面会その他の交流についての家
事審判及び家事調停の手續等に

関する特則

（申立書の記載事項の特則）

第九十三条 法第六条第一項に規定する外国返還
援助の決定若しくは法第十七条第一項に規定す
る日本国面会交流援助の決定を受けた者又は子
の返還の申立てをした者が、子との面会その他
の交流の定めをすること又はその変更を求める
家事審判又は家事調停の申立てをするときは、
当該家事審判又は家事調停の申立書に当該各決
定を受けた旨又は子の返還の申立てをした旨を

らない。

（住所等表示部分の閲覧等に関する規定の準用

・法第四百四十九条）

第九十五条 子との交流の定めをすること又はその変更を求める家事審判の申立てに係る事件の記録中の住所等表示部分に関する家事事件手続法第四十七条第三項の申立てについては、第二十五条の規定を準用する。

2 子との交流について定め、又はその変更について定める審判書又は調停調書の正本に基づく強制執行の申立てに係る事件の記録中に法第五条第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定により外務大臣から提供を受けた情報が記載さ

記載しなければならない。

（住所等表示部分の閲覧等に関する規定の準用

・法第四百四十九条）

第九十五条 子との面会その他の交流の定めをすること又はその変更を求める家事審判の申立てに係る事件の記録中の住所等表示部分に関する家事事件手続法第四十七条第三項の申立てについては、第二十五条の規定を準用する。

2 子との面会その他の交流について定め、又はその変更について定める審判書又は調停調書の正本に基づく強制執行の申立てに係る事件の記録中に法第五条第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定により外務大臣から提供を受けた

れ、又は記録されたものがある場合における当該事件の記録の正本、謄本又は抄本の様式及び当該事件の記録の閲覧、謄写若しくは複製又はその正本、謄本若しくは抄本の交付については、第二十四条から第二十六条までの規定を準用する。

情報が記載され、又は記録されたものがある場合における当該事件の記録の正本、謄本又は抄本の様式及び当該事件の記録の閲覧、謄写若しくは複製又はその正本、謄本若しくは抄本の交付については、第二十四条から第二十六条までの規定を準用する。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この規則は、民法等の一部を改正する法律（令和六年法律第三十三号）の施行の日から施行する。

最 高 裁 判 所 長 官 今 崎 幸 彦

理 由

民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、親権者の指定の審判及び調停に係る手続等に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

事務総局会議（第 20 回）議事録	
日時	令和 7 年 9 月 9 日（火）午前 10 時 00 分 ～ 午前 10 時 21 分
場所等	総局会議室
出席者	氏本事務総長、清藤総務局長、精松人事局総務課長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、平城刑事局長、馬渡家庭局長、福島秘書課長兼広報課長、坂口審議官、榎本デジタル審議官、馬場事務総局参事官、木村総務局参事官
議事	1 事件記録等の特別保存に関する規則の一部を改正する規則について 清藤総務局長説明（資料第 1） 2 民事執行規則の一部を改正する規則について 福田民事局長説明（資料第 2）
結果	◎ 裁判官会議付議 1、2
秘 書 課 長 福 島 直 之	

理 由

事件記録等の特別保存に関し、対象とする事件の種類を追加するために必要な事項を定める必要がある。
これが、この規則を制定する理由である。

事件記録等の特別保存に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

事件記録等の特別保存に関する規則(令和五年最高裁判所規則第九号)

新	旧
(特別保存に付する認定を行う者) 第三条 記録等を特別保存に付する認定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める裁判所の長が行う。ただし、既に特別保存に付する認定がされた記録等については、重ねて特別保存に付する認定を行わない。 一 事件記録及び事件書類(次号から第四号まで	(特別保存に付する認定を行う者) 第三条 記録等を特別保存に付する認定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める裁判所の長が行う。ただし、既に特別保存に付する認定がされた記録等については、重ねて特別保存に付する認定を行わない。 一 事件記録及び事件書類(次号から第四号まで

に掲げるものを除く。） 当該事件の第一審裁判所（別表第一の二十九の項に掲げる事件にあつては、当該事件を担当する執行官の所属する地方裁判所）

二〇五（略）

別表第一（第二条、第三条関係）

	事件の種類	一〇二十八（略）	二十九
			執行官法（昭和四十一年法律第百十一号）第十七条第一項の執行記録が作成された事件

に掲げるものを除く。） 当該事件の第一審裁判所

二〇五（略）

別表第一（第二条、第三条関係）

	事件の種類	一〇二十八（同上）	（新設）

三十	刑事損害賠償命令事件
三十一	その他の事件で、最高裁判所民事判例集、最高裁判所裁判集（民事）、最高裁判所刑事判例集又は最高裁判所裁判集（刑事）のいずれかに判決等が登載されたもの

(新設)	(新設)

◎最高裁判所規則第●号

民事執行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和●年●月●日

最
高
裁
判
所

民事執行規則の一部を改正する規則

民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次

「第一章～第三章 略」

第四章 債務者の財産状況の調査

「第一節 略」

第二節 第三者からの情報取得手続（第百八

十七条―第百九十三条）

第三節 扶養義務等に係る債権に基づく財産

開示手続等の特例（第百九十四条―

第百九十九条）

附則

（第三者からの情報取得手続の申立書の記載事項及び添付書類）

第百八十七条 法第二百五条第一項、法第二百六

条第一項若しくは第二項又は法第二百七条第一

「第一章～第三章 同上」

第四章 「同上」

「第一節 同上」

第二節 第三者からの情報取得手続（第百八

十七条―第百九十三条）

附則

（第三者からの情報取得手続の申立書の記載事項及び添付書類）

第百八十七条 法第二百五条第一項、法第二百六

条第一項又は法第二百七条第一項若しくは第二

項若しくは第二項の規定による第三者からの情報取得手続の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一 三 略」

〔2 略〕

3 第一項の申立書（法第二百五条第一項又は法第二百六条第一項若しくは第二項の規定による第三者からの情報取得手続の申立書に限る。）には、申立ての日前三年以内に財産開示期日における手続が実施されたことを証する書面を添付しなければならない。

〔4 略〕

（申立ての取下げの通知等）

項の規定による第三者からの情報取得手続の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

「一 三 同上」

〔2 同上〕

3 第一項の申立書（法第二百五条第一項又は法第二百六条第一項の規定による第三者からの情報取得手続の申立書に限る。）には、申立ての日前三年以内に財産開示期日における手続が実施されたことを証する書面を添付しなければならない。

〔4 同上〕

（申立ての取下げの通知等）

第百九十三条 法第二百五条第一項、法第二百六

条第一項若しくは第二項又は法第二百七条第一項若しくは第二項の申立てが取り下げられたときは、裁判所書記官は、法第二百八条第一項に規定する決定の告知を受けた情報の提供を命じられた者及び法第二百五条第一項又は法第二百六条第一項若しくは第二項の申立てを認容する決定の送達を受けた債務者に対して、その旨を通知しなければならない。

〔2 略〕

3 第二条第一項の規定にかかわらず、法第二百八条第一項に規定する決定を取り消す旨の決定は、申立人、同項に規定する決定の告知を受け

第百九十三条 法第二百五条第一項、法第二百六

条第一項又は法第二百七条第一項若しくは第二項の申立てが取り下げられたときは、裁判所書記官は、法第二百八条第一項に規定する決定の告知を受けた情報の提供を命じられた者及び法第二百五条第一項又は法第二百六条第一項の申立てを認容する決定の送達を受けた債務者に対して、その旨を通知しなければならない。

〔2 同上〕

3 第二条第一項の規定にかかわらず、法第二百八条第一項に規定する決定を取り消す旨の決定は、申立人、同項に規定する決定の告知を受け

た情報の提供を命じられた者及び法第二百五条
第一項又は法第二百六条第一項若しくは第二項
の申立てを認容する決定の送達を受けた債務者
に告知しなければならない。

第三節 扶養義務等に係る債権に基づく

財産開示手続等の特例

（扶養義務等に係る債権に基づく財産開示手続
等の申立書の記載事項の特例）

第百九十四条 法第六十七条の十七第一項の規
定により同項第一号に定める申立てをしたもの
とみなされる場合における法第百九十七条第一
項の規定による財産開示手続の申立書には、第
百八十二条第一項に規定する事項のほか、次に

た情報の提供を命じられた者及び法第二百五条
第一項又は法第二百六条第一項の申立てを認容
する決定の送達を受けた債務者に告知しなければ
ならない。

〔新設〕

掲げる事項を記載しなければならない。

一 金銭の支払を命ずる債務名義に係る請求権の一部について強制執行を求めるときは、その旨及びその範囲

二 債権の一部を差し押さえる場合にあつては、その範囲

2 前項の申立書には、できる限り、債務者の氏名の振り仮名、生年月日及び性別その他の債務者の特定に資する事項を記載しなければならない。ただし、債権者が法第六十七條の十七第二項に規定する別段の意思を表示した場合は、この限りでない。

3 前二項の規定は、法第九十三條第二項にお

いて準用する法第六十七條の十七第一項の規定により同項第一号に定める申立てをしたものとみなされる場合における法第九十七條第二項の規定による財産開示手續の申立書について準用する。

4 法第六十七條の十七第一項の規定により同項第二号に定める申立てをしたものとみなされる場合における法第二百六條第一項の規定による第三者からの情報取得手續の申立書には、第百八十七條第一項各号に掲げる事項のほか、第一項各号に掲げる事項を記載しなければならぬ。

5 前項の規定は、法第九十三條第二項におい

て準用する法第六十七條の十七第一項の規定により同項第二号に定める申立てをしたものとみなされる場合における法第二百六條第二項の規定による第三者からの情報取得手続の申立書について準用する。

（法第六十七條の十七第二項の規定による裁判を告知すべき者の範圍等）

第九十五條 第八十八條の規定は法第六十七條の十七第二項（法第九十三條第二項において準用する場合を含む。次條において同じ。）の規定による裁判について、第九十二條の規定は当該裁判により命じられた情報の提供について準用する。この場合において、同條中「

同項」とあるのは「法第百六十七條の十七第三項において準用する法第二百八條第一項」と、同條第二項中「同條第二項」とあるのは「法第百六十七條の十七第三項において準用する法第二百八條第二項」と読み替えるものとする。

（法第百六十七條の十七第二項の規定による裁判がされた場合における申立ての取下げの通知等）

第百九十六條 第百九十三條第一項の規定は、法第百六十七條の十七第二項の規定による裁判がされた場合において法第百九十七條第一項又は第二項の申立てが取り下げられたときについて準用する。この場合において、第百九十三條第

一項中「法第二百八条第一項に規定する決定」とあり、及び「法第二百五条第一項又は法第二百六条第一項若しくは第二項の申立てを認容する決定」とあるのは、「法第百六十七條の十七第二項（法第百九十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定による裁判」と読み替えるものとする。

2 第百九十三條第二項及び第三項の規定は、法第百六十七條の十七第二項の規定による裁判について準用する。この場合において、第百九十三條第二項中「法第二百十一條」とあるのは「法第二百三條」と、同條第三項中「同項に規定する決定」とあり、及び「法第二百五條第一項

又は法第二百六条第一項若しくは第二項の申立てを認容する決定」とあるのは「法第六十七條の十七第二項（法第九十三條第二項において準用する場合を含む。）の規定による裁判」と読み替えるものとする。

（財産開示手続等の結果の通知等）

第九十七條 法第六十七條の十七第一項の規定により同項各号に定める申立てがされたものとみなされた場合において、法第九十七條第一項の申立てに係る手続の実施又は法第六十七條の十七第二項の規定による裁判若しくは法第二百六条第一項の申立てを認容する決定がされたときは、当該手続の実施又は当該裁判若し

くは決定をした執行裁判所の裁判所書記官は、
法第六十七條の十七第一項各号に定める差押
命令の申立てに係る事件の係属する執行裁判所
の裁判所書記官に対し、執行力のある債務名義
の正本を送付するとともに、債務者（債務者に
法定代理人がある場合にあつては、当該法定代
理人）が開示した債権（法第二百六條第一項各
号に規定する債権に限る。）に関する事項又は
法第二百六條第一項各号に定める事項（次条に
おいて「開示事項等」という。）を通知するも
のとする。ただし、当該差押命令の申立てに係
る事件が申立ての取下げその他の事由により完
結したときは、この限りでない。

2 前項の規定による執行力のある債務名義の正本の送付は、法第十八条の二の規定により事件特定情報の提供があつたときは、することを要しない。

第百九十八条 法第百九十三条第二項において準用する法第百六十七条の十七第一項の規定により同項各号に定める申立てがされたものとみなされた場合において、法第百九十七条第二項の申立てに係る手続の実施又は法第百九十三条第二項において準用する法第百六十七条の十七第二項の規定による裁判若しくは法第二百六条第二項の申立てを認容する決定がされたときは、当該手続の実施又は当該裁判若しくは決定をし

た執行裁判所の裁判所書記官は、法第九十三
条第二項において準用する法第六十七條の十
七第一項各号に定める差押命令の申立てに係る
事件の係属する執行裁判所の裁判所書記官に対
し、一般の先取特権を有することを証する文書
を送付するとともに、開示事項等を通知しなけ
ればならない。ただし、当該差押命令の申立て
に係る事件が申立ての取下げその他の事由によ
り完結したときは、この限りでない。

（法第六十七條の十七第六項に規定する申出
の方式等）

第九十九條 法第六十七條の十七第六項（法
第九十三條第二項において準用する場合を含

む。）に規定する差し押さえるべき債権を特定
するために必要な事項の申出は、書面で行な
わなければならない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記
である。

附 則

この規則は、民法等の一部を改正する法律（令和六年法律第三十三号）の施行の日（以下「施行日」とい
う。）から施行する。ただし、第四章第三節を加える改正規定（第百九十七条第二項に係る部分に限る。）
は、施行日又は民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日のいずれか遅い
日から施行する。

最
高
裁
判
所
長
官

今
崎
幸
彦

理 由

民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、扶養義務等に係る債権に基づく財産開示手続等の申立てに係る申立書の記載事項の特例及び添付書類等の必要な事項を定める必要がある。これが、この規則を制定する理由である。

事務総局会議（第 21 回）議事録	
日時	令和 7 年 9 月 16 日（火）午後 2 時 00 分 ～ 午後 2 時 03 分
場所等	総局会議室
出席者	氏本事務総長、清藤総務局長、板津人事局長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、平城刑事局長、馬渡家庭局長、福島秘書課長兼広報課長、坂口審議官、榎本デジタル審議官、馬場事務総局参事官
議事	令和 7 年秋の藍綬褒章受章者の内定について 板津人事局長説明（資料）
結果	◎ 裁判官会議報告
秘書課長 福島直之	

令和7年秋の藍綬褒章受章者名簿

主要経歴	功労業務	氏 名
[Redacted Content]		

計 名

事務総局会議（第 2 2 回）議事録	
日時	令和 7 年 9 月 3 0 日（火）午前 1 0 時 0 0 分 ～ 午前 1 0 時 2 5 分
場所等	総局会議室
出席者	氏本事務総長、清藤総務局長、板津人事局長、染谷経理局長、福田民事局長兼行政局長、平城刑事局長、馬渡家庭局長、福島秘書課長兼広報課長、坂口審議官、榎本デジタル審議官、馬場事務総局参事官
議事	1 令和 7 年度外国出張計画について 福島秘書課長説明（資料第 1） 2 裁判所庁舎等における法定点検の一部未実施について 染谷経理局長説明（資料第 2）
結果	◎ 裁判官会議報告 2 ◎ 了承 1
秘書課長 福島 直之	

【機密性2】
【配布資料】

令和7年度外国出張計画

1 裁判官短期在外研究（約1か月）

合計2人

(1) 米国

裁判官1人

(2) シンガポール

裁判官1人

2 国際会議

合計1人

東アジア倒産再建協会第16回年次シンポジウム（韓国、約4日間）【民事局】

裁判官1人

裁判所庁舎等における法定点検の一部未実施について

最高裁判所事務総局

裁判所が管理する施設において、建築基準法(以下「建基法」という)第12条第2項及び官公庁施設の建設等に関する法律(以下「官公法」という)第12条第1項に基づく点検(以下「12条点検」という)に関し、一部の点検が未実施であることが判明しました。

1. 前提

12条点検の対象となる建築物について、外壁の点検に当たっては、3年ごとに、手の届く範囲は打診等により、その他の部分は目視により確認する方法により点検(以下「3年点検」という)を行うこととされています。また、平成20年に、国土交通省告示第282号(建基法に対応)及び同1350号(官公法に対応)が制定され、竣工後・外壁改修後10年を超えて最初に行う点検での全面打診等による確認(以下「外壁全面打診等確認」という)が規定されました。

2. 経緯

最高裁判所において、施設の外壁改修計画の検討をしている中で、対象施設の中に外壁全面打診等確認を実施していない施設があることが判明し、全国的な点検状況を調査したところ、3年点検は実施していたものの、外壁全面打診等確認について未実施の施設があることが判明しました。

未実施の施設数については現在も調査中ですが、最大で次の表の施設数となる見込みです。

12条点検の実施状況(令和7年8月末時点)

用 途	総棟数	うち 12条点検の対象棟数	10年を超えるごとに行う外壁全面打診等確認について	
			実施済／実施対象期間外	未実施
庁 舎	583	570 ※	238	332
宿 舎	315	166	87	79

※ 建基法による対象棟数は 257 棟(3階建て以上かつ延べ面積200㎡超)、官公法による対象棟数は 313 棟(2階建て以上または延べ面積200㎡超)

3. 未実施となった原因

保全担当部署において、平成20年制定の告示内容に関する理解が不足していたものです。

4. 今後の対応

今年度から速やかに、外壁全面打診等確認を実施します。

なお、実施している3年点検において危険性が高いとされた施設はなく、また、保全担当者が日常的に外壁をはじめとする施設の状況の点検を実施しています。

今般、法令を遵守すべき裁判所において、施設の保全点検に関して法令違反の状態にあったことについてお詫び申し上げます。裁判所全体として、再発防止に努めるとともに、今後、より一層法令遵守に努めてまいります。